

実用新案権取得の流れ

実用新案登録出願

実用新案権取得を希望する考案内容を特定するために、出願依頼人様にて事前に考案者、出願人、考案の概要、図面、試作品及び実験データ等の資料を準備していただきます。特許の場合とは異なり、出願時に予め第1～3年分の登録料を納付する必要があります。

基礎的要件の審査

補正命令

補正書提出

殆どのケースでは出願後、早期に登録査定されます。実用新案法に定められた基礎的要件・方式に違反している場合、補正命令が通知されます。補正書により、基礎的要件・方式の違反を解消すると、設定登録されます。出願から設定登録までの期間は概ね2～4ヶ月が目安です。

設定登録

設定登録日が実用新案権発生の起算日です。権利存続期間は最長10年です。

公報発行

後日、最終的な特許内容を公示するため、実用新案公報が発行されます（実用新案法第14条3項）。